平成26年度環境省概算要求 主要新規事項等の概要 (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部抜粋)

環境省

環境省は、平成26年度環境省概算要求　主要新規事項等の概要を８月に公表しました。
そのうち、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部に係る事項を抜粋し、その概要をまとめました。

Ⅰ．東日本大震災からの復旧・復興

２．汚染廃棄物の処理の加速化

福島県の汚染廃棄物対策地域内の廃棄物や、その他の県も含めた放射性物質により汚染された指定廃棄物について、国の責任において処理を着実に進めるとともに、そのために必要な環境整備を行う。また、市町村等が行う稲わら、牧草等の農林業系廃棄物の処理を促進する。

【主な予算措置】　百万円（前年度予算額）

・放射性物質汚染廃棄物処理事業（＊）
155,066 (97,100)

４．東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災

南海トラフ巨大地震等を念頭に、東日本大震災の経験を踏まえ、環境面からの防災・減災対策に取り組む。

具体的には、廃棄物処理施設の防災拠点機能の強化、災害廃棄物受入余力分を含めた施設整備やストックヤードの整備といった広域処理体制の確保、地方環境事務所における資材等の備蓄情報の集約・整備等、災害に強い廃棄物処理システムの構築を進める。

【主な予算措置】　百万円

・循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）　57,244 (35,448)
＜うち復興特会計上（＊）　9,947 (8,194) ＞
・循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）
8,421 (　8,421)
・（新）巨大災害に備えた廃棄物分野における方策検討業務　260 (　0)
・（新）浄化槽情報基盤強化推進事業費
16 (　0)

（注）（＊）を付した事業は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁一括計上の事業として要求

Ⅱ．低炭素、資源循環、自然共生を同時達成する社会の創造

１．低炭素社会の実現

（１）低炭素社会の実現に向けた未来への投資

②未来のあるべき社会・ライフスタイルを実現する技術イノベーション

未来のあるべき社会システム・ライフスタイルを描き、その実現のためのツールとなる技術を開発・実証して社会に組み込むことにより、社会やライフスタイルの変革を促進する。具体的には、将来の規制等地球温暖化対策の強化や少ないエネルギー消費でも豊かなライフスタイルを実現するための技術開発・実証を推進するとともに、CO_2削減効果等の評価・検証を充実・強化する。また、火力発電をゼロカーボンにする大きな可能性を持つ二酸化炭素の回収・貯留（CCS）の導入に向けて、貯留適地の調査を行うとともに、環境に配慮し、かつ我が国に適した効率的なシステムを検討する。

【主な予算措置】　百万円

・エネルギー起源CO_2排出削減技術評価・検証事業　5,000 (　2,580)

（2）地域から世界まで低炭素社会を展開

①地域主導の魅力あふれる地域づくり

低炭素な地域づくりの鍵は、地方公共団体実行計画の充実や同計画に基づく事業の着実な実施に加え、低炭素であることが経済性や防災性等地域の価値向上にもつながるように相乗効果を持たせることにある。そのような特徴のある尖った取組を行う先進地域を中心に支援を進め、その横展開を図る。特に平成26年度からは、尖った取組を行う中小自治体の事業化支援、地域主導による先導的な低炭素・循環・自然共生社会の創出、エコタウン等におけるCO_2削減の促進等に新たに取り組む。

【主な予算措置】　百万円

・（新）地域主導による再生可能エネルギー等導入事業化支援事業　1,500（　0）

②アジア太平洋地域における日本のリーダーシップの発揮

アジア太平洋地域の途上国を中心に、我が国の優れた低炭素技術・公害対策技術の国際展開とそのための基盤づくりを強力に推進する。特に二国間クレジット制度（JCM）については、制度設計の詳細化や先行案件等の実施支援を進めるとともに、JICA等と連携し、ノウハウ・技術、人材、資金等あらゆる面からの支援により、都市・地域や島全体のまるごと低炭素化に向けた取組を進める。

【主な予算措置】　百万円

・（新）循環産業の国際展開に係る海外でのCO_2削減に向けた実証支援事業　150（　0）

・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業　1,000（　640）

・し尿処理システム国際普及推進事業費　15（　14）

（3）再エネ・減エネによる低炭素社会の実現

①再生可能エネルギーによる自立・分散型低炭素エネルギー社会の創出

低炭素であるとともに、地域の活力を引き出し防災性の強化ももたらす、再エネを中核とした自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築を全国規模で進める。特に平成26年度は、自立・分散型低炭素エネルギーシステムの技術実証、浮体式洋上風力・海洋エネルギー等の先進的技術の実証及び導入拡大等に重点的に取り組む。また、離島における再エネ・減エネの導入や実証による低炭素離島モデルを確立するとともに、廃棄物分野での低炭素化の全面的な実現に取り組む。さらに、自立・分散型低炭素エネルギー社会の基盤となる取組や技術開発を推進する。

【主な予算措置】　百万円

・廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業　1,200（　818）

②豊かな暮らしの実現に向けた「減エネ」の推進

少ない資源で豊かな暮らしを実現する低炭素社会を実現するべく、効果的な減エネ対策を実現するためにCO_2排出実態を精緻に把握する。また、抜本的な減エネにつながる最も効率が高い設備（BAT）の最大限の導入、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組への支援、交通管制と連携したアイドリングストップの高度化等によるCO_2排出削減等、低炭素社会システムを推進するとともに、減エネと併せて生活の質を向上させる低炭素ライフスタイルの実証や国民運動等を通じた低炭素ライフスタイルの発信・展開を図る。

【主な予算措置】　百万円

・（新）モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業（国土交通省連携）　400（　0）

2．循環型社会の実現

（1）循環型社会を支える処理システムの構築

平成２年度以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化によるごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避するため、災害時を見据え新たな更新需要も踏まえた廃棄物処理能力の確保、リサイクルやエネルギー利用による循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む。また、循環型社会を支えるシステムとして、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備を促進するとともに、浄化槽を活かした効率的な汚水処理の早期整備を行う。

【主な予算措置】　百万円

・循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）（再掲）　57,244（35,448）
＜うち復興特会計上（＊）　9,947（8,194）＞

・循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）（再掲）　8,421（　8,421）

・廃棄物処理センター等に対する補助事業（公共）　1,189（　994）

・し尿処理システム国際普及推進事業費（再掲）　15（　14）

・総合的な２R戦略の展開（制度化も視野に入れた、総合的な２R戦略策定に向けた調査・検討等）　37（　51）

・レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費　969（　453）

・適正なリサイクルの推進と不法越境移動の監視強化　36（　8）

②有害廃棄物等の適正な処理の推進

PCB廃棄物等の有害廃棄物の着実な処理を進めるとともに、水銀条約に対応した水銀廃棄物の処理体制の整備を行う。また、廃棄物等の不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた総合的な対策を推進する。

【主な予算措置】　百万円

・PCB廃棄物対策推進費補助金　1,500（　1,500）

・PCB処理施設整備事業　4,000（　7,025）

・PCB廃棄物適正処理対策推進事業　136（　146）

・水銀条約の批准に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業　49（　5）

・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金　3,225（　200）

・産業廃棄物適正処理推進費　28（　34）

・有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業　28（　22）

・放射性物質汚染廃棄物の適正処理等調査検討事業（＊）　55（　55）

・適正なリサイクルの推進と不法越境移動の監視強化（再掲）　36（　8）

（2）「質」にも着目したより高度な循環型社会の実現

①資源の循環利用の高度化に向けた取組

我が国循環産業の国際展開を支援するとともに、国内においてリサイクルに比べ取組の遅れている２R戦略を総合的に展開していく。また、いわゆる「都市鉱山」と呼ばれている使用済小型電子機器等をリサイクルしてレアメタルや貴金属を回収・資源化する仕組みをさらに推進していくとともに、適正なリサイクルの実施が確保されるよう、廃棄物の不法越境移動の監視等を通じ、取組を強化していく。

【主な予算措置】　百万円

・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業（再掲）　1,000（　640）

・（新）循環産業の国際展開に係る海外でのCO_2削減に向けた実証支援事業（再掲）　150（　0）

（注）（＊）を付した事業は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁一括計上の事業として要求

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップの策定について（お知らせ）

環境省

平成25年10月７日

環境省は、「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定しましたのでお知らせします。

１．ロードマップ策定の背景

電子マニフェストは、排出事業者や産廃処理業者にとって情報管理の合理化につながることに加えて、廃棄物処理システムの透明化や不適正処理の原因究明の迅速化を図ることができるなどのメリットがあります。その一方で、電子マニフェストは、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の３者が加入しないと機能しないことなどから、その利用が進みにくい状況にもあります。

これまで、普及促進のための取組として、排出事業者が加入しやすい料金体系に改定してきたほか、利用者の利便性向上のためのシステム改善、操作説明会の開催などの普及啓発に努めてきましたが、平成24年度末の普及率はまだ約30％にとどまっています。

本年５月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画においては、電子マニフェストの普及率（利用割合）を平成28年度において50％に拡大することが目標に掲げられたことを踏まえ、今般、この目標を達成するためのロードマップを策定したものです。

２．達成すべき目標

平成28年度において電子マニフェスト普及率（利用割合）を50％とします。

３．目標達成のための主な取組

（1）　排出事業者の加入促進

多量排出事業者に対しては、自治体と連携した説明会の開催や、多量排出事業者の割合が高い業界団体を通じた加入促進を図ります。また、少量排出事業者に対しては、関連する業界団体と共同説明会を開催するなど業界団体を通じて加入促進を図ります。

（2）　行政機関の利用促進

国、地方公共団体等が発注する公共工事での利用促進を図るため、発注部局に対して電子マニフェストの率先的な活用を要請します。

また、国、独立行政法人、地方公共団体に対し、環境配慮契約法における産業廃棄物の処理に係る契約において、電子マニフェストの利用及び環境配慮契約を積極的に推進するように要請し、産業廃棄物の処理委託に係る入札において、電子マニフェストの加入者が有利になる環境を整備し、加入のインセンティブを高めていきます。

（3）　電子マニフェストの利便性向上のためのシステム改善

電子マニフェストの利便性の改善や利用者サービスの向上は加入のインセンティブを高め、利用件数の拡大を支える重要な要素となります。このため、利用者からの要望が多いものを随時システムに反映し、加入者がさらに利用しやすいシステムに改善していきます。当面は、収集運搬終了報告の利便性向上、新EDIシステムの構築、スマートフォン等に対応したシステムの開発に取り組みます。

（4）　普及促進策の充実

電子マニフェストシステムの仕組みや利用のメリット等についての啓発資料を充実させ、展示会等への出展やインターネット上での広報などを行います。

また、電子マニフェストのメリットや運用方法の周知を図るための電子マニフェスト研修会やインストラクターを派遣した操作講習会を更に充実させます。

さらに、電子マニフェスト加入時の経済的負担を軽減するための普及促進キャンペーンを実施します。

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ

１．ロードマップ策定の背景

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称・数量等の情報を記載したマニフェストを処理業者に交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度である。平成９年の廃棄物処理法の改正により、紙製のマニフェストを交付する代わりに、記載内容を電子データとして情報処理センターを介して、ネットワーク上でやりとりすることを可能とする電子マニフェスト制度が創設された。

電子マニフェストは、排出事業者や産廃処理業者にとって情報管理の合理化につながるのみならず、偽造がしにくく、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化等を図ることができるなどメリットが大きい。

その一方、利用に当たっては、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の３者が電子マニフェストに切り替えることで初めて機能すること、マニフェストの交付枚数の少ない排出事業者（以下「少量排出事業者」という。）や小規模の産廃処理業者にとっては、利用料金の割に導入メリットが小さいと捉えられ、導入を躊躇していること等から、その利用が進みにくい状況である。

これまでの電子マニフェストの普及促進のための取組としては、平成24年４月に少量排出事業者の利用料金の引き下げによる経済的負担の軽減を図るため、少量排出事業者が加入しやすい料金体系に改めたところである。また、利用者の改善要望を取り入れて利便性を向上させるためのシステム改善を行ったほか、排出事業者や処理業者に対して説明会を行うなどの取組を進めてきた。その結果、普及率は着実に上昇してきたものの、平成24年度末における普及率は約30％にとどまっている。

こうした状況のもと、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する参議院環境委員会附帯決議（平成24年６月18日）において、「産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、電子マニフェストの普及拡大に向けて、普及率50％以上の数値目標を設定し、その早期達成に積極的に取り組むこと」とされ、さらに同法案に対する衆議院環境委員会附帯決議（平成24年８月７日）においても「電子マニフェストの普及拡大に向けて、普及率50％以上の数値目標を設定し、その早期達成に向けロードマップを速やかに作成すること」とされた。

これを受け、本年５月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画において、電子マニフェストの普及率（利用割合）を平成28年度において50％に拡大することを目標に掲げたところであり、今般、この目標を達成するためのロードマップを策定したものである。

２．達成すべき目標

平成28年度において電子マニフェスト普及率（利用割合）を50％とする。

３．目標達成のための取組

普及目標を達成するためには、新たな手法を導入した普及促進策を講じるとともに、これまで効果が高かった普及促進策を一層充実させることが必要である。併せて、電子マニフェストの利便性及びサービスの向上を図ることで、加入者が利用しやすい環境を整備する必要がある。

このため、廃棄物処理法第13条の２に基づく指定を受けた情報処理センターと連携し、以下の取組を行う。

（1）　排出事業者の加入促進

普及率を上昇させるためには、加入者数の増加に重点を置いて、普及促進策を効率的に展開させる必要があるため、以下の取組を行う。

（ア）　多量排出事業者に対する重点的加入促進

マニフェストの交付枚数の多い排出事業者（以下「多量排出事業者」という。）の多い都道府県や電子マニフェストの普及に熱心な自治体と連携し、説明会を開催するとともに、多量排出事業者の割合

が高い建設業、製造業等の業界団体を通じて、多量排出事業者の加入促進を図る。

（イ） 少量排出事業者に対する加入促進

少量排出事業者は数が多いため、各企業に対して個別にアプローチするより、業界団体を通じて、個別の事業者に加入を働きかけることが効果的である。そのため、業界団体等と共同説明会を実施するなどにより、少量排出事業者の加入促進を図る。

（2） 行政機関の利用促進

国、地方公共団体等の行政機関の事務及び事業において積極的に電子マニフェストを活用することで、民間事業者における導入の契機にもなり、利用率を上昇させることが期待できるため、関係行政機関に対して、活用の促進を図るよう働きかけを行う。

（ア） 公共工事における利用促進

国、地方公共団体等が発注する公共工事での電子マニフェストの利用を促進するため、公共工事の所管府省、都道府県等の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局等との連携を強化し、公共工事の発注部局に対し、電子マニフェストの率先的な活用を要請する。

（イ） 行政機関の産業廃棄物処理委託契約における利用促進

平成25年３月に環境配慮契約法の新たな契約類型として「産業廃棄物の処理に係る契約」が追加された。これにより、国及び独立行政法人等が産業廃棄物の処理委託契約を締結する際には、環境配慮への取組状況、電子マニフェストの加入等を含む優良産廃処理業者認定制度の優良基準への適合状況等を評価し、一定基準を満たした事業者に入札参加資格を与える裾切り方式による環境配慮契約を推進することとされ、地方公共団体も産業廃棄物の処理委託契約において環境配慮契約の推進に努めることとされた。

今後は、国、独立行政法人及び地方公共団体の入札担当部局に対し、産業廃棄物の処理に係る契約において、電子マニフェストの利用及び環境配慮契約を積極的に推進するように要請し、産業廃棄物の処理委託に係る入札において、電子マニフェストの加入者が有利になる環境を整備することで、加入のインセンティブを高めていく。

（3） 電子マニフェストの利便性向上のためのシステム改善

電子マニフェストの利便性の改善や利用者サービスの向上は、加入のインセンティブを高め、利用件数の拡大を支える重要な要素となる。そのため、利用者からの要望が多いものを随時システムに反映させ、加入者がさらに利用しやすいシステムに改善していく。当面は、以下のシステム改善に取り組む。

（ア） 収集運搬終了報告における利便性向上

小規模の産業廃棄物収集運搬業者の参加を促すため、収集運搬終了報告における利便性を向上させる。具体的には、収集運搬業者の情報を入力したICカードと携帯端末機を活用することにより、収集運搬業者がシステム上で簡単かつ確実に収集運搬終了報告ができるようにする。

（イ） 新EDIシステムの構築

EDI（Electronic Data Interchange、電子データ交換）システムは、加入者と情報処理センターのサーバー間でインターネットを利用して電子マニフェスト情報の授受を行う方式であり、加入者による自由な設計でシステムを構築できるため、電子マニフェスト情報の登録等を効率的に行うことができる。

ただし、現行のEDIシステムは、加入者側に情報通信のセキュリティが確保された通信網の構築と接続テスト等の実施のための専門的知識が必要となっているため、今後は、加入者側の負担を減らし、簡単に多量のマニフェスト情報の授受を行うことができる新EDIシステムの開発を進める。

（ウ） スマートフォン等に対応したシステム開発

現行の電子マニフェストシステムの大部分の機能は、近年急速に普及しているスマートフォンやタブレット端末では利用できない。そのため、今後主流となるこれらの機器でも電子マニフェストが利用できるように機能単位での見直しを図り、新機種への対応を含めた追加開発を行う。

（4） 普及促進策の充実

（ア） 啓発資料等を活用した普及啓発

電子マニフェストシステムの仕組みや利用のメリット等について、ポスターやリーフレット等を作成して啓発資料の充実を図り、展示会等への出展、産廃情報ネット等へのバナー表示等を通じて広報し、これまで講じてきた普及促進の取組を一層充実させる。また、操作や手続きに関する疑問等に回答するサポートセンター機能をさらに充実させ、利便性の向上を図る。

（イ） 電子マニフェスト研修会の実施

地方公共団体、業界団体等と連携して、電子マニフェストのメリットや運用方法の周知を図るために、産業廃棄物排出量の多い事業者等を対象に実施してきた電子マニフェスト研修会について、導入効果の高かった運用事例等の発表を行い、新規加入及び既加入者の利用促進を図る。

（ウ） 電子マニフェスト操作講習会の実施

インストラクターを派遣してこれまで全国各地で実施してきた電子マニフェストの操作講習会については、受講ニーズが高かったことから開催回数をさらに増やし、加入を検討している多くの事業者等に対して、操作を体験してもらう機会を提供する。

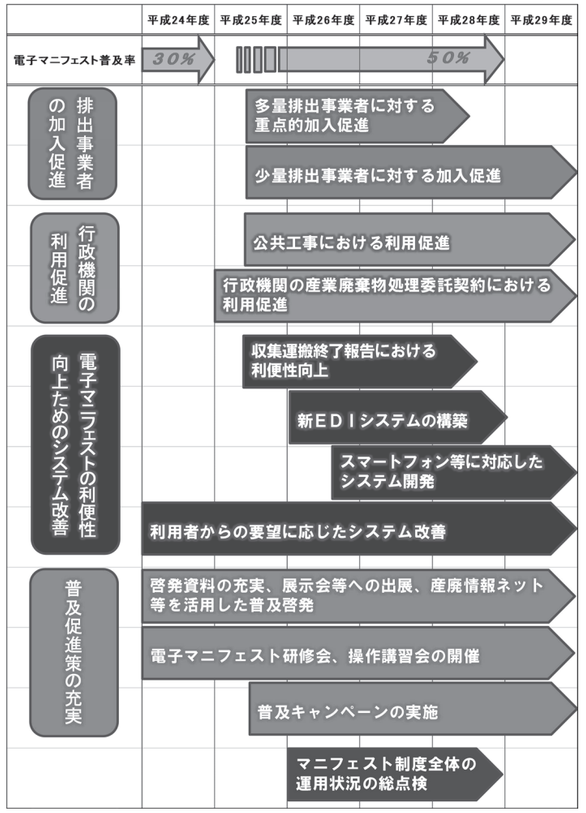
（エ） 普及キャンペーンの実施

電子マニフェストの加入に係る経済的負担の軽減は、加入促進の一助となるため、期間を限定して加入料等の免除を含む電子マニフェスト加入促進キャンペーンを実施する。

4．進捗管理等

策定したロードマップについては、毎年度末、取組内容についての進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。また、紙・電子を問わず、マニフェスト制度全体が適切に運用されているかについて総点検を実施する。

電子マニフェスト普及拡大に向けた取り組み



第3次岡山県廃棄物処理計画について

岡山県環境文化部循環型社会推進課

1．計画策定の趣旨等

(1)　計画策定の趣旨

本県では、循環型社会への転換を図ることを基本理念におき、廃棄物処理法に基づいて、平成19年３月に第２次岡山県廃棄物処理計画（平成18～22年度）を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきました。

第３次岡山県廃棄物処理計画は、第２次計画で掲げた目標や各施策等の進捗状況を点検するとともに、近年の世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応、さらには、東日本大震災を契機とした大量生産・大量消費社会の見直しなどの状況変化に対応し、循環型社会の形成を着実なものとするため、本県の廃棄物・循環資源に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、事業者、処理業者など関係者すべての指針とするものです。

(2)　計画の期間

計画の期間：平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度）の５年間

2．廃棄物対策の基本理念及び基本方針

(1)　計画の基本理念

◎循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
◎廃棄物の削減による環境への負荷の低減

(2) 基本方針

計画の基本理念を実現するため、排出者（事業者）責任の原則を徹底し、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処理を基本として、次に掲げる５つの方針のもとに、廃棄物対策を推進します。

①　排出者（事業者）責任の徹底・強化

廃棄物は、排出者（事業者）が自らの責任において適正に処理を行うことが原則です。この考え方に基づき、廃棄物対策における排出者（事業者）責任の徹底と強化を推進します。

②　排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム（循環型社会）の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物（循環資源）については適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進します。

③　適正処理の推進

循環的な利用が行われないものは、廃棄物処理法をはじめとする関係法令の遵守、排出者及び処理事業の主体者の意識・構造改革、安全で信頼性の高い高度な処理技術の導入等により、適正処理を推進します。

④　廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

処理・処分しなければならない廃棄物については、適正な処理体制を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進します。

⑤　廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有するため、情報提供や普及啓発活動等を通じて、廃棄物関連情報の共有化と相互理解を深めます。

3．一般廃棄物

(1)　第２次計画目標の達成状況と課題

ア　排出抑制

ごみ総排出量及び１人１日当たりの排出量は減少傾向で推移し、第２次計画の目標を達成していることから、ごみ排出量の削減に向けた取組は順調であると考えられます。今後も県民・事業者・市町村・県が一体となり、さらなるごみ排出量の削減に向けて取り組む必要があります（図１）。

イ　リサイクル

リサイクル率は、平成16年度から平成17年度にかけて大きく増加し、第２次計画の目標を達成しています。しかし平成17年度以降はほぼ横ばい状態となっていることから、リサイクルのさらなる推進に努める必要があります（図２）。

ウ　最終処分量の削減

最終処分量は、年々減少傾向にあり平成16年度と比較すると概ね半減し、第２次計画の目標を達成していることから、最終処分量の削減に関する取組は順調であると考えられます。今後も最終処分場の延命化等の観点から、最終処分量の削減を推進していく必要があります（図３）。

区分＼項目		排出抑制（g/人・日）（ごみ総排出量）	リサイクル（%）	最終処分量の削減（トン／日）
第２次計画（目標年度：平成22年度）	予測値	1,189	16.1	318
	目標値	1,093	24.0	214
現状（平成21年度実績）		971	26.0	156
目標値に対する現状の比較		−122	＋2	−58

備考：ごみ総排出量については、国における算出方法が平成17年度実績から変更されており、第２次計画の掲載値を置き換えている。
（ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）

(2)　第３次計画の目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

項目	一般廃棄物の減量化の目標（目標年度：平成27年度）	現状（平成21年度実績）
排出抑制	１人１日当たり排出量を935ｇとすることを目指します	971ｇ
リサイクル	リサイクル率を32.7％とすることを目指します	26.0%
最終処分量の削減	最終処分量を130トン／日とすることを目指します	156トン／日

(3)　一般廃棄物の目標達成に向けての主な取組

ア　排出抑制に関する取組

・おかやま・もったいない運動、マイバッグ運動など県民運動の展開
・ごみ処理の有料化などの経済手法導入の推進
・多量排出事業者の処理計画に基づく減量化等の促進

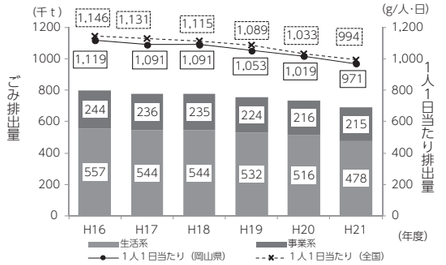


図１　ごみ排出量

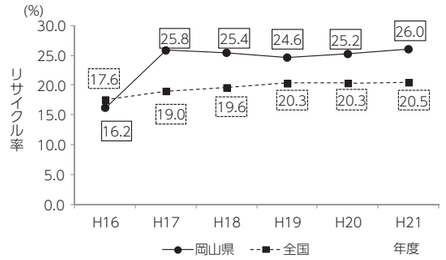


図２　リサイクル率

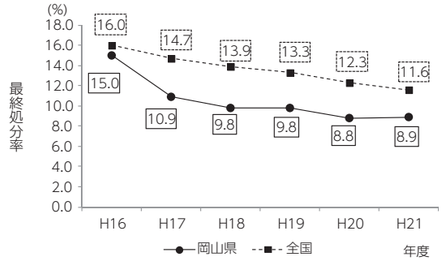


図３　最終処分率

イ　リサイクルの促進に関する取組

・容器包装リサイクル法による分別収集や自治会等による集団回収等の促進
・岡山県エコ製品や岡山エコ事業所の認定、周知による再生品の使用促進
・小型家電製品等のリサイクルによりレアメタル等の循環資源の有効利用を促進
・廃棄物系バイオマスの利活用の促進

ウ　最終処分量の削減に関する取組

・より高度な資源化が可能な廃棄物処理施設の整備を促進
・焼却施設から発生する焼却灰等の再生利用の促進

4．産業廃棄物

（1） 第２次計画目標の達成状況と課題

ア 排出抑制

平成21年度において目標値を大きく下回っており、目標を達成する見込みです。これは景気後退など経済的影響も大きく関係していることから、今後の景気動向に留意しつつ、排出抑制を進めていく必要があります（図４）。

イ リサイクル

平成21年度において目標値を下回っており、このままでは目標の達成が厳しい状況です。資源化率の高いがれき類などの排出量の減少が影響していますが、今後は幅広い品目を対象に資源化をより一層進めていく必要があります（図５）。

ウ 最終処分量の削減

平成21年度において目標値を大きく下回っており、目標を達成する見込みです。循環型社会の形成を着実なものとするため、引き続き最終処分量の削減を進めていく必要があります（図６）。

区分＼項目		排出抑制（千トン/年）（排出量）	リサイクル（%）	最終処分量の削減（千トン／年）
第２次計画（目標年度：平成22年度）	予測値	7,192	36.4	498
	目標値	7,000	39.0	410
現状（平成21年度実績）		5,738	36.7	335
目標値に対する現状の比較		−1,262	−2.3	−75

（2） 第３次計画の目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

項目	産業廃棄物の再生利用等の目標（目標年度：平成27年度）	現状（平成21年度実績）
排出抑制	排出量をおおむね6,000千トン／年とすることを目指します	5,738千トン／年
リサイクル	リサイクル率を39.1％とすることを目指します	36.7%
最終処分量の削減	最終処分量を305千トン／年とすることを目指します	335千トン／年

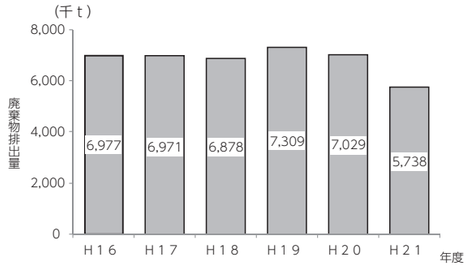


図４ 廃棄物排出量

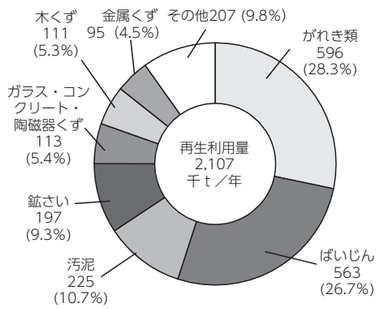


図５ 再生利用量

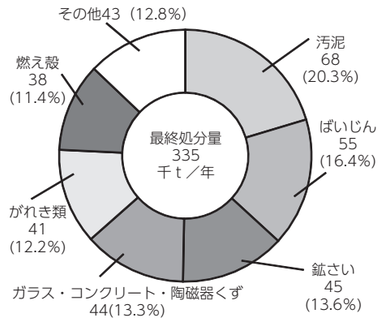


図６ 最終処分量

（3） 産業廃棄物の目標達成に向けての主な取組

ア 排出抑制に関する取組

・多量排出事業者への排出抑制等の指導の徹底
・ISO14001等の環境マネジメントシステムの導入促進

イ リサイクルの促進に関する取組

・建設リサイクル法などリサイクル関連法に基づく廃棄物等の循環的利用を推進
・リサイクル関係施設の整備、技術開発等への支援
・循環資源の有効活用を支援するマッチングシステムの利用促進

ウ 最終処分量の削減に関する取組

・汚泥など最終処分量の多い産業廃棄物の排出事業者に対する削減指導の徹底

5．計画推進のための関係者の役割

循環を基調とした廃棄物再生・処理システムを構築し、廃棄物の削減により環境への負荷を低減していくためには、県民、事業者、処理業者、市町村及び県がそれぞれの立場において、適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です。

（1） 県民の役割

○廃棄物の減量化やリサイクルの推進を踏まえたライフスタイルを実践する。

◆買い物袋（マイバッグ）の持参
◆レジ袋・包装類の辞退
◆再生品の使用
◆ごみ発生の少ない商品の購入　等

○生ごみの水切り徹底による減量化、堆肥化など身近なところから排出抑制、リサイクルに努める。
○市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力する。
○リサイクル関連法に基づく制度への理解を深め、分別排出やリサイクル料金負担に協力する。

等

（2） 事業者の役割

○物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。
○廃棄物の減量化とリサイクルに配慮した製品の製造・販売に努める。
○製造、流通、販売においては、できるだけ無包装、簡易包装又はリユース容器の使用に努める。
○排出する廃棄物の処理計画を作成することにより、廃棄物の減量化とリサイクルを推進する。
○環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）を積極的に導入し、環境に配慮した事業活動の展開に努める。
○岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。

等

（3） 処理業者の役割

○関係法令遵守に加えて地域の生活環境にも配慮し、処理事業に係る県民の信頼確保に努める。
○行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、施策に協力するとともに積極的な情報の公開に努めるなど、信頼の醸成に努める。
○岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。
○行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各種制度の理解に努める。

（4） 市町村の役割

○一般廃棄物処理計画を策定（改訂）し、計画に従って一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進、適正処理を推進する。
○廃棄物処理施設の長寿命化・延命化を図るとともに、地球温暖化防止に配慮した施設・設備の導入を図る。
○マイバッグ運動、集団回収活動、生ごみの排出抑制、廃棄物系バイオマスの利活用に取り組む。
○住民に対して、ごみの排出抑制、リサイクル、再生品の使用等の普及啓発に努める。

等

（5） 県の役割

○産学官の連携や民間団体と協働して、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理に関する各種施策を推進する。
○廃棄物・リサイクル情報を提供する循環資源情報システムの利用促進を図る。
○岡山エコタウンプランに掲げるハード・ソフト事業を推進する。
○おかやま・もったいない運動等の各種啓発イベントや各種広報媒体を通じた普及啓発を行い、ごみの排出抑制、減量化、リサイクル、再生品の使用等を推進する。
○不法投棄等に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。

等